

特定給食施設等への指導に係る重点指導項目に関する調査実施要領

1 目的

宮城県では、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」）第21条第3項に基づく「適切な栄養管理」に係る助言・指導と併せ、健康日本21（第三次）及び第3次みやぎ21健康プラン等に掲げる目標を踏まえ、全保健所共通の重点指導項目及び評価指標を設定した。このことを踏まえ、管内給食施設の状況把握及び評価分析を行うため、調査を実施するもの。

※健康日本21（第三次）では、個人の行動と健康状態の改善と社会環境の質の向上を促すための適切な栄養・食生活やそのための食事を支える食環境の改善を進めることとしており、誰もがアクセスできる健康増進の基盤の整備として「利用者に応じた食事提供をしている特定給食施設の増加」を目標としている。

2 重点指導項目

第3次みやぎ21健康プラン及び第4期宮城県食育推進プランを踏まえ、以下のとおりとする。

- (1) 食塩摂取量の適正化
- (2) 適正体重者の割合の増加
- (3) 給食施設における非常時への備えの促進

3 実施主体

宮城県仙南保健所

4 対象

- (1) 特定給食施設（法第20条）
- (2) その他の施設（健康増進法に基づく指導等のための届出条例による届出施設）

5 状況把握のための調査項目

法21条第3項に定める栄養管理の基準（健康増進法施行規則第9条）に基づき、下記の項目について調査する。

- (1) 適正体重者の割合の増加
 - イ 適正体重の者の割合が増えた施設の増加
 - ロ 利用者に対して、適正体重に関する情報提供・栄養教育等を実施する施設の増加
- (2) 食塩摂取量の適正化
 - イ 食塩の給与栄養量が、各施設で設定する給与栄養目標量未満の施設の増加
 - ロ 利用者に対して、減塩に関する情報提供・栄養教育等を実施する施設の増加
- (3) 給食施設における非常時への備えの促進
- (4) その他

6 回答期限

令和6年9月30日（月）

7 回答方法

別添ファイル又は下記当所ホームページより別紙様式1（Excel形式）をダウンロードし、電子メールで当所成人・高齢班宛て回答する。

- ・調査票掲載 URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sn-hohuku/kyushoku.html>
- ・提出先メールアドレス snthbsk@pref.miyagi.lg.jp

8 その他

- ・本調査結果については、施設が特定されないよう集計・加工し、次年度の個別指導や集団指導に活用する予定です。
- ・データの集計を行うため、原則郵送やファクシミリでの提出及びデータ形式の変更は行わないでください。